

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人六心会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と家庭とを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、仕事と生活の調和された「ワークライフバランス」を目指し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：令和4年4月1日から 令和6年3月31日までの2年間

2. 内 容：

【目標】 女性のみならず事業所全体として、時間外労働を5%減らし、ワークライフバランスの推進に取り組む

《取組内容と実施時期》

取 組	時間外労働時間の5%の削減に取り組む	
取組内容 実施時期	令和4年 4月から	現状把握をし、課題の分析を行う
	令和4年10月から	改善策の検討を行う
	令和5年 5月から	「ノー残業デイ」の試行設定を行う
	令和5年11月から	試行の検証をし、取り組みの効果を検証する